



宮 崎 県 公 報

平成24年12月17日 (月曜日) 号外 第 64 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

	頁	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 4		○宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例…………… (障害福祉課) 23
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 11		○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例…………… (衛生管理課) 24
○病院等の人員及び施設の基準等に関する条例… (医療業務課) 13		○宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例…………… (こども政策課) 25
○宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例…………… (国保・援護課) 15		○宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例…………… (こども家庭課) 26
○宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例…………… (“) 16		○宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例 (自然環境課) 28
○宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例…………… (長寿介護課) 20		○宮崎県職業訓練の基準等に関する条例…………… (労働政策課) 32
○宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例…………… (“) 21		○みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例…………… (畜産課) 33
○宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例…………… (障害福祉課) 22		○県道の構造の技術的基準を定める条例…………… (道路建設課) 34
		○移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例…………… (“) 44
		○県道の道路標識の寸法を定める条例…………… (道路保全課) 49
		○都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例…………… (都市計画課) 53
		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 57
		○宮崎県営住宅の整備基準に関する条例…………… (“) 58
		○宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 60
		○宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例… (“) 60

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第50号)

1 改正の理由及び主な内容

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請等に係る手数料を新設する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第51号)

1 改正の理由及び主な内容

建築物清掃業の登録等に関する事務など、知事の権限に属する事務について、その取扱いを希望する市町村に移譲することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例 (条例第52号)

1 制定の理由及び主な内容

医療法の一部改正に伴い、病院等の人員及び施設の基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（条例第53号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第54号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
生活保護法の一部改正に伴い、救護施設等の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第55号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
老人福祉法及び社会福祉法の一部改正に伴い、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例（条例第56号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
介護保険法の一部改正に伴い、介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（条例第57号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
児童福祉法の一部改正に伴い、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（条例第58号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第59号）
 - 1 改正の理由及び主な内容
食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第60号）
 - 1 制定の理由及び主な内容
児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第61号）

- 1 制定の理由及び主な内容
社会福祉法の一部改正に伴い、女性保護施設の設備及び運営の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例（条例第62号）
- 1 制定の理由及び主な内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県職業訓練の基準等に関する条例（条例第63号）
- 1 制定の理由及び主な内容
職業能力開発促進法の一部改正に伴い、宮崎県が実施する職業訓練の基準等を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例（条例第64号）
- 1 改正の理由及び主な内容
養ほう振興法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年1月1日から施行することとしました。
- ◎ 県道の構造の技術的基準を定める条例（条例第65号）
- 1 制定の理由及び主な内容
道路法の一部改正に伴い、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（条例第66号）
- 1 制定の理由及び主な内容
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、特定道路を新設し、又は改築する場合における移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 県道の道路標識の寸法を定める条例（条例第67号）
- 1 制定の理由及び主な内容
道路法の一部改正に伴い、県道の道路標識の寸法を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例（条例第68号）
- 1 制定の理由及び主な内容
都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定めるため、条例を制定することとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第69号）
- 1 改正の理由及び主な内容

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅の入居収入基準等を定めるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の整備基準に関する条例（条例第70号）

1 制定の理由及び主な内容

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅及び共同施設等の整備基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第71号）

1 改正の理由及び主な内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（条例第72号）

1 制定の理由及び主な内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、重点整備地区に設置される信号機等の基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第50号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(328) [略]</p> <p>(329) <u>養ほう振興法</u>（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規定に基づくみつばち転飼の許可又はみつばち転飼取締条例（昭和31年宮崎県条例第12号）第3条第1項の規定に基づくみつばち転飼の許可の申請に対する審査 <u>みつばち転飼許可申請手数料</u></p> <p>(330)～(393) [略]</p> <p>(393)の2 建築基準法第4条第1項若しくは第2項の規定による建築主事若しくは同法第6条の2第1項の規定による指定を受けた者による同法第6条第5項、第6条の2第3項若しくは第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第1項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請（同法第8条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(328) [略]</p> <p>(329) <u>養蜂振興法</u>（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規定に基づく<u>蜜蜂転飼</u>の許可又は<u>蜜蜂転飼条例</u>（昭和31年宮崎県条例第12号）第3条第1項の規定に基づく<u>蜜蜂転飼</u>の許可の申請に対する審査 <u>蜜蜂転飼許可申請手数料</u></p> <p>(330)～(393) [略]</p> <p>(393)の2 建築基準法第4条第1項若しくは第2項の規定による建築主事若しくは同法第6条の2第1項の規定による指定を受けた者による同法第6条第5項、第6条の2第3項若しくは第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第1項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請（同法第8条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築</p>

基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定（以下この号において「構造計算適合性判定」という。）が必要な建築物に係る申請に限る。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく建替計画の認定の申請（同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 1 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（同法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）に対する審査 構造計算適合性判定手数料

(394)～(452)の 6 [略]

(452)の 7・(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
329 ㎡ つばち 転飼許 可申請 手数料		1 場所につき 2 、300円以内にお いて 1 ほう群に つき	[略]	
[略]				
393の 2 構造 計算適 合性判 定手数 料	[略]			第 6 条た だし書に 規定する 手数料は 、建築物 の耐震改 修の促進 に関する 法律、密

基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定（以下この号において「構造計算適合性判定」という。）が必要な建築物に係る申請に限る。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく建替計画の認定の申請（同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。））、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 1 項（同法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（同法第 17 条第 4 項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）又は同法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）に対する審査 構造計算適合性判定手数料

(394)～(452)の 6 [略]

(452)の 7 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

(452)の 8 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(452)の 9・(453) [略]

2～5 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
329 蜜 蜂転飼 許可申 請手数 料		1 場所につき 2 、300円以内にお いて 1 蜂群につ き	[略]	
[略]				
393の 2 構造 計算適 合性判 定手数 料	[略]			第 6 条た だし書に 規定する 手数料は 、建築物 の耐震改 修の促進 に関する 法律、密

	<p>集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請において、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかった場合の手数料とする。</p>			<p>集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律又は都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請において、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかった場合の手数料とする。</p>																																																																																								
[略]		[略]		[略]																																																																																								
452の6 [略]		452の6 [略]		452の6 [略]																																																																																								
			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 1276 885 2101">452の7</td> <td data-bbox="885 1276 997 2101">エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定</td> <td data-bbox="997 1276 1077 2101">認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（共用部分を除く。）</td> <td data-bbox="1077 1276 1157 2101">住宅の戸数が1</td> <td data-bbox="1157 1276 1236 2101">建築物1棟につき</td> <td data-bbox="1236 1276 1324 2101">6,000円</td> <td data-bbox="1324 1276 1404 2101">1</td> <td data-bbox="1404 1276 1455 2101">当該認定に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が1</td> <td>同</td> <td>11,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が5</td> <td>同</td> <td>18,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が10</td> <td>同</td> <td>29,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が25</td> <td>同</td> <td>48,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が50</td> <td>同</td> <td>85,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が100</td> <td>同</td> <td>134,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が200</td> <td>同</td> <td>169,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が300</td> <td>同</td> <td>181,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅の戸数が300超</td> <td>同</td> <td>181,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>認定申請床面積の合計が</td> <td>同</td> <td>11,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	452の7	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（共用部分を除く。）	住宅の戸数が1	建築物1棟につき	6,000円	1	当該認定に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合				住宅の戸数が1	同	11,000円						住宅の戸数が5	同	18,000円						住宅の戸数が10	同	29,000円						住宅の戸数が25	同	48,000円						住宅の戸数が50	同	85,000円						住宅の戸数が100	同	134,000円						住宅の戸数が200	同	169,000円						住宅の戸数が300	同	181,000円						住宅の戸数が300超	同	181,000円						認定申請床面積の合計が	同	11,000円			
452の7	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（認定申請に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定	認定申請に係る建築物の全部又は一部が住宅である場合の住宅部分（共用部分を除く。）	住宅の戸数が1	建築物1棟につき	6,000円	1	当該認定に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合																																																																																					
			住宅の戸数が1	同	11,000円																																																																																							
			住宅の戸数が5	同	18,000円																																																																																							
			住宅の戸数が10	同	29,000円																																																																																							
			住宅の戸数が25	同	48,000円																																																																																							
			住宅の戸数が50	同	85,000円																																																																																							
			住宅の戸数が100	同	134,000円																																																																																							
			住宅の戸数が200	同	169,000円																																																																																							
			住宅の戸数が300	同	181,000円																																																																																							
			住宅の戸数が300超	同	181,000円																																																																																							
			認定申請床面積の合計が	同	11,000円																																																																																							

する指定確認 検査機関を兼 ねるものに限 る。)により 都市の低炭素 化の促進に関 する法律第54 条第1項各号 に掲げる基準 に係る技術的 審査に適合す ると認められ た計画(以下 「低炭素建築 物事前審査適 合計画」とい う。)である ことを証明す る書類の提出 がある場合	に係る建 築物の全 部又は一 部が非住 宅である 場合の非 住宅部分	300平方メー トル以内 床面積の合計が 300平方メー トルを超え 2,000 平方メートル以 内 床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,0 00平方メートル 以内 床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内 床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内 床面積の合計が 25,000平方メー トル超	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	29,000円 85,000円 134,000円 169,000円 211,000円	にあっ ては、 当該建 築物の 床面積 の区分 並びに 建築設 備及び 工作物 の件数 に応じ 、393 の項に 掲げる 金額を 加えた 金額と する。 2 認定 申請に 係る建 築物が 住宅と 非住宅
	認定申請 に係る建 築物の全 部又は一 部が住宅 である場 合の住宅 部分(共 同住宅の 共用部分 を除く。)	住宅の戸数が1 住宅の戸数が1 を超え5以下 住宅の戸数が5 を超え10以下 住宅の戸数が10 を超え25以下 住宅の戸数が25 を超え50以下 住宅の戸数が50 を超え 100以下 住宅の戸数が 1 00を超え 200以 下 住宅の戸数が 2 00を超え 300以 下 住宅の戸数が 3 00超	建築 物1 棟に つき 同 同 同 同 同 同 同 同 同	38,000円 75,000円 104,000円 146,000円 208,000円 298,000円 402,000円 526,000円 617,000円	の複合 建築物 である 場合は 、それ ぞれの 区分に より算 定した 額の合 計とす る。
	認定申請 に係る建 築物の全 部又は一 部が非住 宅である 場合の非	300平方メー トル以内 床面積の合計が 300平方メー トルを超え 2,000 平方メートル以	同 同	117,000円 191,000円	

			住宅部分	内			
			及び共同	床面積の合計が	同	297,000円	
			住宅の共	2,000平方メー			
			用部分	トルを超え 5,0			
				00平方メートル			
				以内			
				床面積の合計が	同	380,000円	
				5,000平方メー			
				トルを超え10,0			
				00平方メートル			
				以内			
				床面積の合計が	同	454,000円	
				10,000平方メー			
				トルを超え25,0			
				00平方メートル			
				以内			
				床面積の合計が	同	528,000円	
				25,000平方メー			
				トル超			
			認定申請	床面積の合計が	同	138,000円	
			に係る建	300平方メート			
			築物の全	ル以内			
			部又は一	床面積の合計が	同	214,000円	
			部が非住	300平方メート			
			宅である	ルを超え 2,000			
			場合の非	平方メートル以			
			住宅部分	内			
			の外皮性	床面積の合計が	同	279,000円	
			能評価に	2,000平方メー			
			係る加算	トルを超え 5,0			
			額	00平方メートル			
				以内			
				床面積の合計が	同	325,000円	
				5,000平方メー			
				トルを超え10,0			
				00平方メートル			
				以内			
				床面積の合計が	同	377,000円	
				10,000平方メー			
				トルを超え25,0			
				00平方メートル			
				以内			
				床面積の合計が	同	420,000円	
				25,000平方メー			
				トル超			
452の 8	低炭素建築物	認定申請	住宅の戸数が1	建築	3,000円	1	当該
	事前審査適合	に係る建		物1			認定に
	計画であるこ	築物の全		棟に			併せて
	とを証明する	部又は一		つき			都市の
	書類の提出が	部が住宅	住宅の戸数が1	同	5,500円		低炭素
	ある場合	である場	を超え5以下				化の促
		合の住宅	住宅の戸数が5	同	9,000円		進に関
		部分（共	を超え10以下				する法
		同住宅の	住宅の戸数が10	同	14,500円		律第55

				共用部分 を除外。)	を 住宅の戸数が25 を を超え50以下 住宅の戸数が50 を を超え 100以下 住宅の戸数が 1 00を を超え 200以 下 住宅の戸数が 2 00を を超え 300以 下 住宅の戸数が 3 00超	同	24,000円 42,500円 67,000円 84,500円 90,500円	条第 2 項にお いて準 用する 同法第 54条第 2 項の 規定に より建 築基準 関係規 定に適 合する
				認定申請 に係る建 築物の全 部又は一 部が非住 宅である 場合の非 住宅部分 及び共同 住宅の共 用部分	床面積の合計が 300平方メー トル以内 床面積の合計が 300平方メー トルを超え 2,000 平方メートル以 内 床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,0 00平方メートル 以内 床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内 床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内 床面積の合計が 25,000平方メー トル超	同	5,500円 14,500円 42,500円 67,000円 84,500円 105,500円	かどう かの審 査を受 けるよ う申し 出る場 合にあ っては 、当該 建築物 の床面 積の区 分並び に建築 設備及 び工作 物の件 数に応 じ、 3 93の項 に掲げ る金額 を加え た金額 とする 。
				低炭素建築物 事前審査適合 計画であるこ とを証明する 書類の提出が ない場合	住宅の戸数が 1 部又は一 部が住宅 である場 合の住宅 部分 (共 同住宅の 共用部分 を除外。)	建築 物 1 棟に つき 同 同 同 同 同	19,000円 37,500円 52,000円 73,000円 104,000円 149,000円 201,000円	2 認定 申請に 係る建 築物が 住宅と 非住宅 の複合 建築物 である 場合は 、それ ぞれの 区分に より算 定した

					00を超え 200以 下			額の合 計とす る。
					住宅の戸数が 2 00を超え 300以 下	同	263,000円	
					住宅の戸数が 3 00超	同	308,500円	
				認定申請 に係る建 築物の全 部又は一 部が非住 宅である 場合の非 住宅部分 及び共同 住宅の共 用部分	床面積の合計が 300平方メート ル以内	同	58,500円	
					床面積の合計が 300平方メート ルを超え 2,000 平方メートル以 内	同	95,500円	
					床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,0 00平方メートル 以内	同	148,500円	
					床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内	同	190,000円	
					床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,0 00平方メートル 以内	同	227,000円	
					床面積の合計が 25,000平方メー トル超	同	264,000円	
				認定申請 に係る建 築物の全 部又は一 部が非住 宅である 場合の非 住宅部分 の外皮性 能評価に 係る加算 額	床面積の合計が 300平方メート ル以内	同	69,000円	
					床面積の合計が 300平方メート ルを超え 2,000 平方メートル以 内	同	107,000円	
					床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,0 00平方メートル 以内	同	139,500円	
					床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,0 00平方メートル 以内	同	162,500円	
					床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,0	同	188,500円	

452の7 [略]	00平方メートル以内	同	210,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル超		
[略]	452の9 [略]	[略]	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第329号及び別表第2の329の項の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第51号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1の5 [略]	都城市、延岡市、小林市、西都市、えびの市、綾町、高鍋町、西米良村、木城町、川南町、都農町及び椎葉村	1の5 [略]	都城市、延岡市、 <u>日南市</u> 、小林市、 <u>串間市</u> 、西都市、えびの市、 <u>高原町</u> 、綾町、高鍋町、 <u>新富町</u> 、西米良村、木城町、川南町、都農町及び椎葉村
[略]		[略]	
1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、三股町、高鍋町、木城町、川南町、都農町及び門川町	1の8 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、 <u>西都市</u> 、えびの市、三股町、 <u>高原町</u> 、高鍋町、木城町、川南町、都農町及び門川町
[略]		[略]	
1の10 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市	1の10 [略]	宮崎市、都城市、延岡市、日南市

	、小林市、 えびの市及 び高鍋町		、小林市、 <u>日向市</u> 、え びの市、 <u>高 原町</u> 及び高 鍋町
[略]		[略]	
2 の 2 [略]	宮崎市、都 城市、日南 市、小林市 、日向市、 えびの市、 三股町、高 原町、綾町 、新富町、 西米良村、 木城町、川 南町、都農 町、諸塚村 、椎葉村及 び日之影町	2 の 2 [略]	宮崎市、都 城市、日南 市、小林市 、日向市、 えびの市、 三股町、高 原町、綾町 、 <u>高鍋町</u> 、 新富町、西 米良村、木 城町、川南 町、都農町 、諸塚村、 椎葉村、 <u>美 郷町</u> 及び日 之影町
2 の 3 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、高 原町、綾町 、新富町、 西米良村、 木城町、都 農町、諸塚 村、椎葉村 及び日之影 町	2 の 3 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、 <u>三 股町</u> 、高原 町、綾町、 <u>高鍋町</u> 、新 富町、西米 良村、木城 町、 <u>川南町</u> 、都農町、 諸塚村、椎 葉村、 <u>美郷 町</u> 及び日之 影町
[略]		[略]	
3 の 2 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、高 原町、綾町 、新富町、 西米良村、 木城町、都 農町、諸塚 村、椎葉村 及び日之影 町	3 の 2 [略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、 <u>三 股町</u> 、高原 町、綾町、 <u>高鍋町</u> 、新 富町、西米 良村、木城 町、 <u>川南町</u> 、都農町、 諸塚村、椎

			葉村、美郷 町及び日之 影町
[略]		[略]	
18 [略]		18 [略]	
		18の2 建築物における衛生的環境の確保に 関する法律(昭和45年法律第20号)による次の 事務 (1) 第12条の2第1項の規定による登録に 関すること。 (2) 第12条の4の規定による登録の取消し に關すること。 (3) 第12条の5第1項の規定による報告の 徴収、立入検査等に関すること。	宮崎市
18の2~18の15 [略]		18の3~18の16 [略]	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第52号

病院等の人員及び施設の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第7条の2第4項及び第5項、第18条並びに第21条の規定に基づき、病床数の補正並びに病院又は診療所の人員及び施設の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)で使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第3条 法第7条の2第4項の規定による補正は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、0.05以下であるときは0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数

(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

(3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。

(4) ハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床の数に算定しないこと。

2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院の

ために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病院の病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは診療所の病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

（既存の病床数の基準）

第4条 法第7条の2第5項の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

（専属薬剤師の設置基準）

第5条 法第18条の規定により開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

（病院の人員の基準）

第6条 法第21条第1項第1号の規定により病院が有しなければならない人員は、次のとおりとする。

- (1) 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）の薬剤師
- (2) 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数を30をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を加えた数の看護師及び准看護師（産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。）
- (3) 療養病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）の看護補助者
- (4) 病床数が100以上の病院にあっては、1人の栄養士
- (5) 病院の実状に応じた適当数の診療放射線技師、事務員その他の従業者
- (6) 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数の理学療法士及び作業療法士

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

（病院の施設の基準）

第7条 法第21条第1項第12号の規定により病院が有しなければならない施設は、次のとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設（消毒施設を有する病院にあっては蒸気、ガス又は薬品を用いる方法その他の方法により入院患者及び職員^のの被服、寝具等の消毒を行うことができるものとし、法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合にあっては当該業務に係る設備を除く。）
- (2) 療養病床の入院患者同士、入院患者とその家族等が談話を楽しめる広さを有する談話室（療養病床を有する病院に限る。）
- (3) 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂（療養病床を有する病院に限る。）
- (4) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室（療養病床を有する病院に限る。）

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第8条 法第21条第2項第1号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない人員は、次のとおりとする。

- (1) 療養病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）の看護師及び准看護師
- (2) 療養病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）の看護補助者
- (3) 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数の事務員その他の従業者

2 第6条第2項の規定は、前項の入院患者の数について準用する。

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第9条 法第21条第2項第3号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設は、第7条第2号から第4号までに掲げる施設とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置)
- 2 介護老人保健施設については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4条の規定は適用しない。
- 3 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年3月31日までに、当該療養病床の転換(療養病床を廃止し、又は減少させて介護老人保健施設の開設又は入所定員の増加を行うことをいう。以下この項において同じ。)を行った介護老人保健施設の入所定員については、当該療養病床の転換後最初に法第30条の4第1項の規定により同条第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する事項を定めるまでの間に限り、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは「入所定員数」とする。
(療養病床を有する病院の人員に関する経過措置)
- 4 療養病床を有する病院であって、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設(以下「特定介護療養型医療施設」という。)であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員が第6条第1項第2号及び第3号に掲げる人員に満たないもの(以下この項において「特定病院」という。)の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における当該病院が有しなければならない看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを合算した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者を30をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)を加えた数の看護師及び准看護師
 - (2) 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)の看護補助者(精神病床を有する病院の人員に関する経過措置)
- 5 精神病床を有する病院(医療法施行規則第43条の2に規定するものを除く。)については、当分の間、第6条第1項第2号に掲げる人員を、精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)から減じた数の看護補助者とすることができる。
(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)
- 6 療養病床を有する診療所が有しなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の人員については、当分の間、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を2をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)とする。ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師としなければならない。
(特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所に関する経過措置)
- 7 療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員がそれぞれ第8条第1項第1号及び第2号に掲げる人員に満たないもの(以下この項において「特定診療所」という。)の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所が有さなければならない看護師及び准看護師並びに看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)の看護師及び准看護師
 - (2) 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)の看護補助者
- 8 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であって、特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の人員が附則第6項に規定する人員に満たないもの(以下この項において「特定診療所」という。)の開設者が、平成24年6月30日までの間に、同年4月1日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合における当該診療所が有さなければならない看護師、准看護師及び看護補助者の人員については、平成30年3月31日までの間に限り、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を3をもって除した数(その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)とする。ただし、そのうち1人については看護師又は准看護師としなければならない。

宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第53号

宮崎県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

宮崎県国民健康保険調整交付金条例(平成17年宮崎県条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県調整交付金の総額)</p> <p>第 2 条 県調整交付金の総額は、法第72条第 2 項第 1 号に規定する算定対象額の <u>100分の 7</u> に相当する額とする。</p> <p>(県普通調整交付金の総額)</p> <p>第 4 条 県普通調整交付金の総額は、第 2 条に規定する県調整交付金の総額の <u>7分の 6</u> に相当する額とする。</p> <p>(県特別調整交付金の総額)</p> <p>第 5 条 県特別調整交付金の総額は、第 2 条に規定する県調整交付金の総額の <u>7分の 1</u> に相当する額とする。</p>	<p>(県調整交付金の総額)</p> <p>第 2 条 県調整交付金の総額は、法第72条第 2 項第 1 号に規定する算定対象額の <u>100分の 9</u> に相当する額とする。</p> <p>(県普通調整交付金の総額)</p> <p>第 4 条 県普通調整交付金の総額は、第 2 条に規定する県調整交付金の総額の <u>9分の 6</u> に相当する額とする。</p> <p>(県特別調整交付金の総額)</p> <p>第 5 条 県特別調整交付金の総額は、第 2 条に規定する県調整交付金の総額の <u>9分の 3</u> に相当する額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮崎県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成24年度の予算に係る宮崎県国民健康保険調整交付金から適用する。

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第54号

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第 144号）第39条の規定に基づき、同法第38条第 2 項から第 6 項までに規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の人権に配慮するとともに、利用者の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(構造設備等の一般原則)

第 3 条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第 4 条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第 5 条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第 6 条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

2 救護施設等の職員は、自己研鑽に励み、利用者に対し適切な処遇を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

3 救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(秘密保持義務)

第 7 条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 8 条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、生活保護法第19条第 4 項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

ならない。

(非常災害対策)

第9条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第10条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(救護施設の規模)

第11条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの(以下「サテライト型施設」という。)を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(救護施設の設備の基準)

第12条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)又は準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項(第21条第3項において準用する場合を含む。)において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 複数の避難口の確保、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 事務室

(11) 宿直室

(12) 介護職員室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

(15) 汚物処理室

(16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室(以下「特別居室」という。)を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室の基準は、次のとおりとする。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室の基準は、次のとおりとする。

- ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。
- (3) 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。
(4) 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
(5) 医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
(6) 調理室は、火気を使用する部分に不燃材料を用いること。
(7) 介護職員室は、居室のある階ごとに居室に隣接して設けること。
- 6 前項各号に掲げるもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
(サテライト型施設の設備の基準)
- 第13条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。
(救護施設の職員の配置の基準)
- 第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。
(1) 施設長
(2) 医師
(3) 生活指導員
(4) 介護職員
(5) 看護師又は准看護師
(6) 栄養士
(7) 調理員
- 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を 5.4 で除して得た数以上とする。
(居室の入所人員)
- 第15条 一の居室に入所させる人員は、原則として 4 人以下とする。
(給食)
- 第16条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
(健康管理)
- 第17条 入所者については、その入所時及び毎年定期的に 2 回以上健康診断を行わなければならない。
(衛生管理等)
- 第18条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等の器具又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(救護施設の行う生活指導等)
- 第19条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。
2 救護施設は、入所者に対し、その精神的条件及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。
3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。
4 1 週間に 2 回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。
(更生施設の規模)
- 第20条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。
2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。
(更生施設の設備の基準)
- 第21条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
(1) 居室
(2) 静養室
(3) 集会室
(4) 食堂
(5) 浴室

- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第12条第1項、第2項、第5項第1号(オを除く。)及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

(更生施設の職員の配置の基準)

第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人以上150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

(更生施設を行う生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第19条(第2項を除く。)の規定を準用する。

(作業指導)

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

(準用)

第25条 第15条から第18条までの規定は、更生施設について準用する。

(医療保護施設の運営の基準)

第26条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第705号)その他医療に関する法令に基づき適切に運営されていなければならない。

(授産施設の規模)

第27条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(授産施設の設備の基準)

第28条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 作業室は、必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えるとともに、1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (2) 便所は、男子用と女子用を別に設けること。

(授産施設の職員の配置の基準)

第29条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員
- (工賃の支払)

第30条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第31条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第32条 第18条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

(宿所提供施設の規模)

第33条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(宿所提供施設の設備の基準)

第34条 宿所提供施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

- 2 前項第2号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

- 3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第12条第5項第1号（オを除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(宿所提供施設の職員の配置の基準)

第35条 宿所提供施設には、施設長を置かななければならない。

(居室の利用世帯)

第36条 宿所提供施設の一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第37条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(準用)

第38条 第18条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第55号

宮崎県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法及び同法に基づく省令並びに社会福祉法及び同法に基づく省令で使用する用語の例による。

(養護老人ホームの基本方針)

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

- 3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(特別養護老人ホームの基本方針)

第4条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を

行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームの基本方針)

第5条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活することを旨とするものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第56号

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス等」という。)の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及びこれに基づく省令並びに旧法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

(指定居宅サービス等の事業の基本方針)

第3条 指定居宅サービス等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅(指定特定施設入居者生活介護にあっては、当該指定特定施設)において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

2 指定居宅サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定居宅サービス等の事業者は、指定居宅サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定居宅サービス事業者の指定の基準)

第4条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局(以下「病院等」という。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第5条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業

者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定介護老人福祉施設の指定の基準）

第 6 条 法第 86 条第 1 項の条例で定める数は、30 以上の数とする。

（介護老人保健施設の基本方針）

第 7 条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（指定介護予防サービス等の事業の基本方針）

第 8 条 指定介護予防サービス等の事業は、その利用者が可能な限りその居宅（指定介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、当該指定介護予防特定施設）において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

2 指定介護予防サービス等の事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス等の事業者は、指定介護予防サービス等の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定介護予防サービス事業者の指定の基準）

第 9 条 法第 115 条の 2 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

（指定介護療養型医療施設の基本方針）

第 10 条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養型医療施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（規則への委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営並びに指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 57 号

宮崎県指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の要件）

第 3 条 法第 21 条の 5 の 15 第 2 項第 1 号（法第 21 条の 5 の 16 第 4 項、第 24 条の 9 第 2 項及び第 24 条の 10 第 4 項で準用する場合を含む。）の

条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定通所支援の事業等の一般原則）

第 4 条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等（基準該当通所支援の事業を行う者を含む。）は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第 5 条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

（規則への委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等並びに基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第58号

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業及び指定障害者支援施設等、基準該当障害福祉サービスの事業（基準該当事業所により行われるものに限る。以下同じ。）並びに障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準並びに指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく省令で使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービス事業者等の指定の要件）

第 3 条 法第36条第 3 項第 1 号（法第38条第 3 項及び第41条第 4 項で準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

（指定障害福祉サービスの事業等の基本方針）

第 4 条 指定障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者（基準該当障害福祉サービスの事業を行う者を含む。）は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。

（指定障害者支援施設等の基本方針）

第 5 条 指定障害者支援施設等は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その

効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。
(障害福祉サービス事業の基本方針)

第 6 条 障害福祉サービス事業者（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の事業を行うものに限る。）は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。
(地域活動支援センターの基本方針)

第 7 条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者及び障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。
(福祉ホームの基本方針)

第 8 条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。
(障害者支援施設の基本方針)

第 9 条 障害者支援施設は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める措置を講じなければならない。
(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業及び指定障害者支援施設等、基準該当障害福祉サービスの事業並びに障害福祉サービス事業、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第59号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「法」という。）第50条第 2 項及び第51条の規定に基づき、営業（	第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第 233号。以下「法」という。）第50条第 2 項及び第51条並びに食品衛生法施行令

法第 4 条第 7 項に規定する営業をいう。以下同じ。) の施設 (以下単に「施設」という。) について公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設に係る公衆衛生上の基準について定めるものとする。

(施設に係る公衆衛生上の基準)

第 3 条 [略]

2 前項の基準のうち別表第 2 に定めるものについては、食品衛生法施行令 (昭和 28 年政令第 229 号) 第 35 条各号に掲げる営業に係るそれぞれの施設について適用する。

3 [略]

第 4 条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 12 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 60 号

宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) 第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営の基準 (以下「最低基準」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第 3 条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第 4 条 知事は、宮崎県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 知事は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第 5 条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備及び運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第 6 条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づき、営業 (法第 4 条第 7 項に規定する営業をいう。以下同じ。) の施設 (以下単に「施設」という。) について公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設に係る公衆衛生上の基準並びに食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定めるものとする。

(施設に係る公衆衛生上の基準)

第 3 条 [略]

2 前項の基準のうち別表第 2 に定めるものについては、令第 35 条各号に掲げる営業に係るそれぞれの施設について適用する。

3 [略]

(食品衛生検査施設の設備等の基準)

第 4 条 令第 8 条第 1 項の規定により定める食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は、次のとおりとする。

(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(3) 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

第 5 条 [略]

- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(非常災害対策)
- 第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
(児童福祉施設の職員の一般的要件)
- 第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)
- 第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(入所者への平等取扱原則)
- 第10条 児童福祉施設において、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)
- 第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(秘密保持等)
- 第13条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(委任)
- 第14条 この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第61号

宮崎県女性保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設（以下「女性保護施設」という。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。
(基本方針)
- 第2条 女性保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。
- 2 女性保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
(最低基準と女性保護施設)
- 第3条 女性保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。
(構造設備の一般原則)
- 第4条 女性保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
(非常災害対策)
- 第5条 女性保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならない。
- 2 女性保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第6条 女性保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 女性保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第34条に規定する婦人相談所(以下「女性相談所」という。)から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性保護施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 女性保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第8条 女性保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 女性保護施設の職員は、専ら当該女性保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

3 女性保護施設の職員は、自己研鑽(けんくわん)に励み、入所者に対し適切な処遇を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

4 女性保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(施設長の資格要件)

第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第10条 女性保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 複数の避難口の確保、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 女性保護施設は、事務室、相談室、宿直室、居室、集会室兼談話室、静養室、医務室、作業室、食堂、調理室、洗面所、浴室、便所、洗濯室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室の基準は、次のとおりとする。

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

(2) 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室は、食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

(5) その他の設備の基準は、次のとおりとする。

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所定員)

第11条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(自立の支援等)

第12条 女性保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

- 2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。
- 3 女性保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。
- 4 女性保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

（給食）

第13条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 栄養士を置かない女性保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

（保健衛生）

第14条 女性保護施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性保護施設は、当該女性保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第15条 女性保護施設は、当該女性保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- （1）当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- （2）入所者に係る金銭が給付金の支給の趣旨に従って用いられること。
- （3）入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- （4）当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

（秘密保持等）

第16条 女性保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 女性保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（関係機関等との連携）

第17条 女性保護施設は、女性相談所、福祉事務所、警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第10条第4項第1号アの規定は、この条例の施行の日以後に建築される女性保護施設の建物（同日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を含む。）について適用し、同日前に建築された女性保護施設の建物については、なお従前の例による。

宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第62号

宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法について定めるものとする。

（鳥獣保護区等の標識の寸法）

第2条 次の各号に掲げる標識の寸法は、当該各号に掲げる表のとおりとする。

- （1）法第15条第13項に規定する指定猟法禁止区域の標識 別表第1
- （2）法第28条第9項において準用する法第15条第13項に規定する鳥獣保護区の標識 別表第2
- （3）法第29条第4項において準用する法第15条第13項に規定する特別保護地区の標識 別表第3
- （4）省令第37条第1項に規定する特別保護指定区域の標識 別表第4
- （5）法第34条第5項に規定する休猟区の標識 別表第5

(6) 法第35条第12項において準用する法第34条第5項に規定する特定猟具使用禁止区域の標識 別表第6

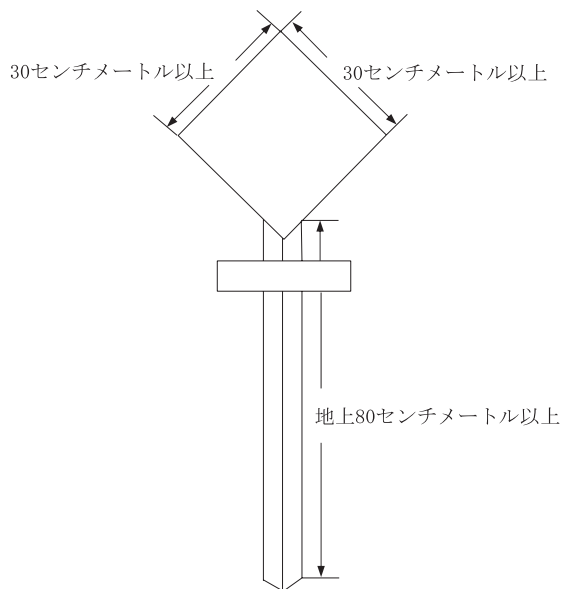
(7) 法第35条第12項において準用する法第34条第5項に規定する特定猟具使用制限区域の標識 別表第7

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

制札

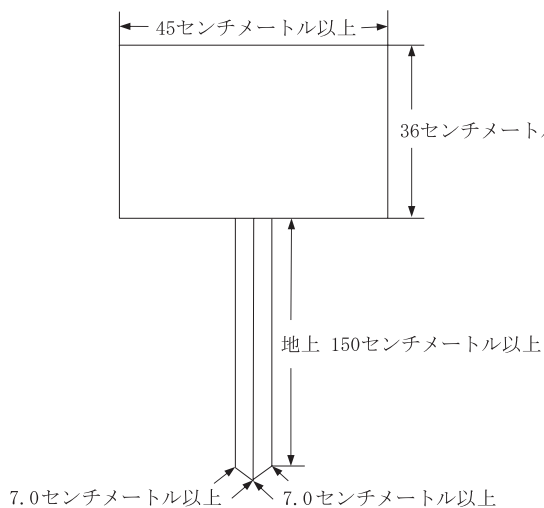


備考1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上 150センチメートル以上の場所で固定させること。

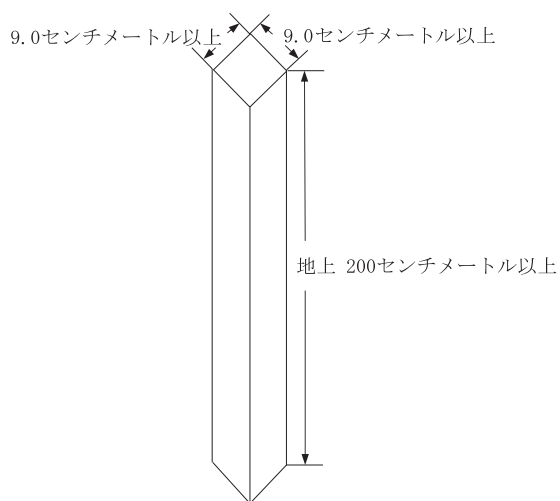
2 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

別表第2 (第2条関係)

制札



標柱

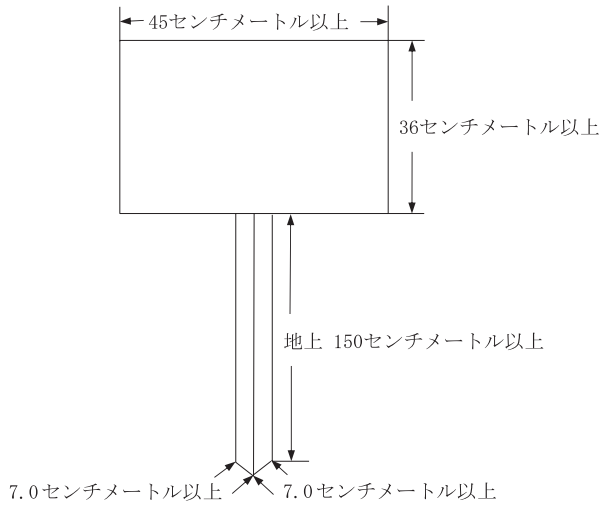


備考1 制札の支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合の寸法を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法については、この限りでない。

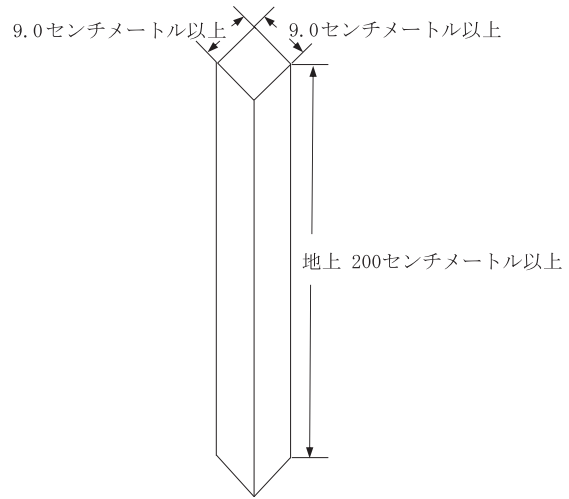
2 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

別表第 3 (第 2 条関係)

制札



標柱

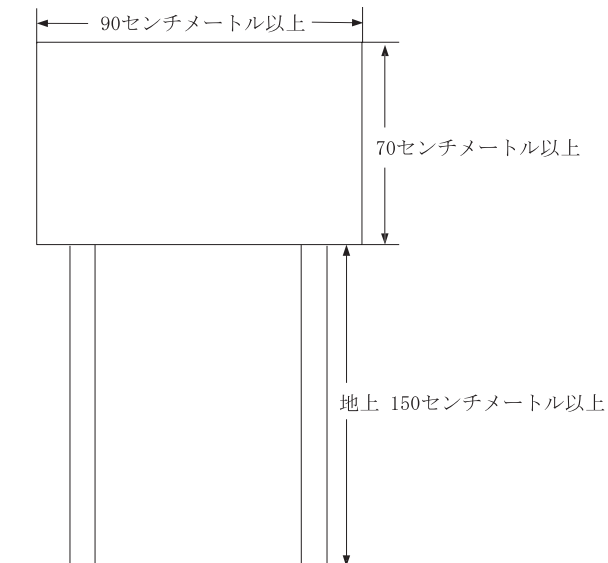


備考 1 制札の支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合の寸法を示しているが、鉄材等を用いる場合にあつては、同程度以上の強度があれば寸法については、この限りでない。

2 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

別表第 4 (第 2 条関係)

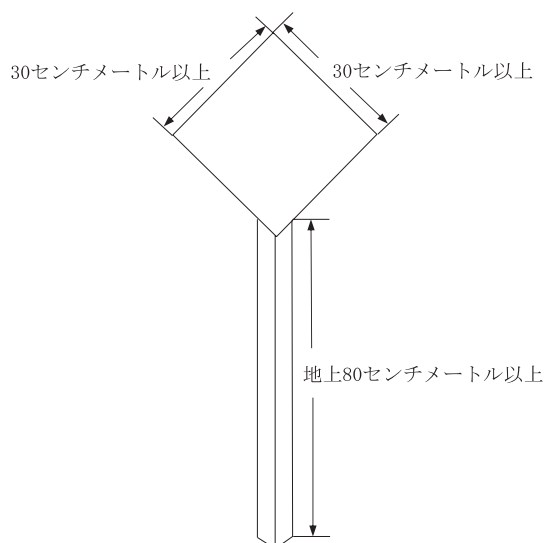
制札



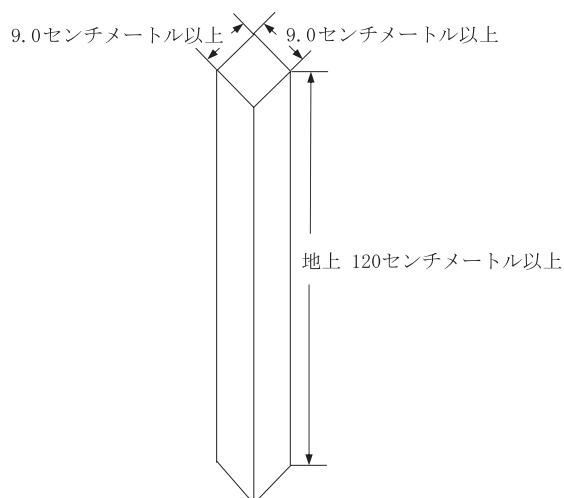
備考 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

別表第 5 (第 2 条関係)

制札



標柱

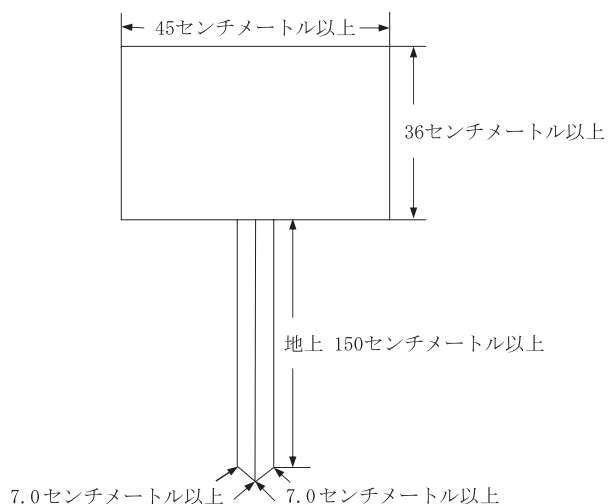


備考 1 制札を立木竹等に固定させる場合にあっては、地上 150センチメートル以上の場所で固定させること。

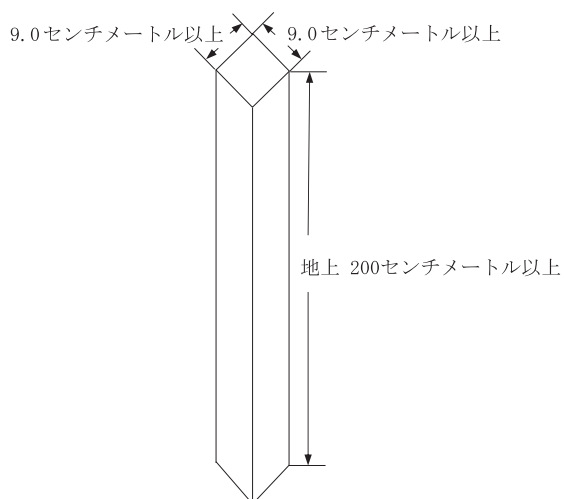
2 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

別表第 6 (第 2 条関係)

制札



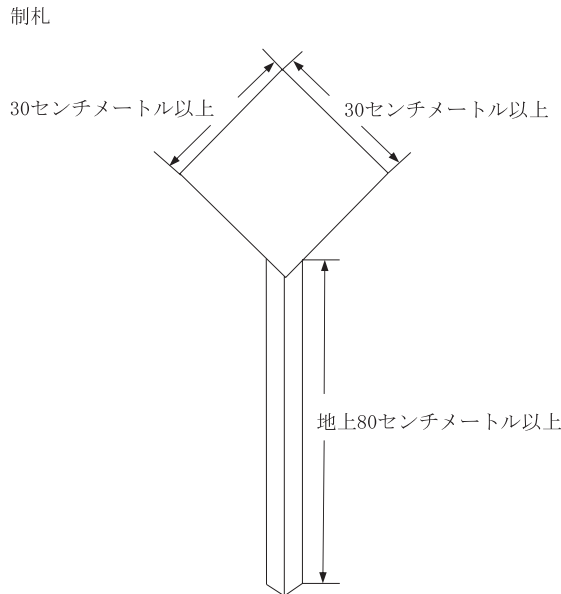
標柱



備考 1 制札の支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合の寸法を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法については、この限りでない。

2 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

別表第 7（第 2 条関係）



- 備考 1 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上 150センチメートル以上の場所で固定させること。
 2 既存工作物を利用した効果的な制札の設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例をここに公布する。
 平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第63号

宮崎県職業訓練の基準等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の 6 第 1 項ただし書及び第 3 項、第19条第 1 項、第23条第 1 項第 3 号並びに第28条第 1 項の規定に基づき、宮崎県が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練)

第 3 条 法第15条の 6 第 1 項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練
 (公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第 4 条 法第15条の 6 第 3 項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第 5 条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第 1 項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 1年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

- (4) 訓練時間 1年につきおおむね 1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が 1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね 700時間とすることができる。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う 1単位につき50人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員の数 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間 1年以内ごとに 1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第 1項の規定による技能照査をもって代えることができる。

2 前項各号で定めるもののほか、普通課程の普通職業訓練の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第 6 条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第 1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。次号において同じ。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年)以下の適切な期間であること。
- (4) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う 1単位につき50人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員の数 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- (8) 試験 訓練の修了時に行うこと。

2 前項各号で定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(無料とする職業訓練)

第 7 条 法第23条第 1項第 3号に規定する条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者その他厚生労働大臣が定める求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練とする。

(普通職業訓練の職業訓練指導員)

第 8 条 法第28条第 1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第48条の 3各号のいずれかに該当する者(職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者)にあっては、同規則第39条第 1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第64号

みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例

みつばち転飼取締条例(昭和31年宮崎県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>みつばち転飼取締条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、県の区域における<u>みつばち</u>の群(以下「<u>ほう群</u>」という。)の配置を適正にしては<u>ちみつ</u>及び<u>みつろう</u>の増産を図り、<u>あわせて</u>農作物等の花粉授精の効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で転飼とは、<u>はちみつ</u>若しくは<u>みつろう</u>の採取又は越冬のため<u>みつばち</u>を移動して飼育することをいう。</p> <p>(許可)</p> <p>第 3 条 業として<u>みつばち</u>の飼育を行う者(以下「<u>養ほう業者</u>」という。)は、次に掲げる区域の境界を越えて転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p>	<p><u>蜜蜂転飼条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、県の区域における<u>蜜蜂</u>の群(以下「<u>蜂群</u>」という。)の配置を適正にして<u>蜂蜜</u>及び<u>蜜ろう</u>の増産を図り、<u>併せて</u>農作物等の花粉授精の効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例で転飼とは、<u>蜂蜜</u>若しくは<u>蜜ろう</u>の採取又は越冬のため<u>蜜蜂</u>を移動して飼育することをいう。</p> <p>(許可)</p> <p>第 3 条 業として<u>蜜蜂</u>の飼育を行う者(以下「<u>養蜂業者</u>」という。)は、次に掲げる区域の境界を越えて転飼しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p>

<p>[略]</p> <p>2 前項の許可には、転飼の場所、<u>ほう群数</u>その他の事項について条件を附することができる。 (許可証)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定により交付された許可証を<u>き損又は亡失した養ほう業者は、その事由を具して許可証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>養ほう業者は、第3条第1項の規定による許可を受けて転飼するときは、第1項の規定による許可証を携帯していなければならない。</u> (規制)</p> <p>第6条 知事は、<u>転飼の状況につき養ほう業者から必要な報告を求めることができる。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 知事は、伝染のおそれのある病気が発生したときは、そのまん延を防止するため<u>養ほう業者に必要な措置をとることを命ずることができる。</u></p> <p>5 <u>養ほう業者は、前各項に基づく報告、検査又は措置を拒むことはできない。</u> (報告)</p> <p>第7条 <u>養ほう業者は、当該許可期間満了後10日以内にその期間中の採みつ量及び分封数重量を知事に報告しなければならない。</u> (罰則)</p> <p>第8条 第3条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>2 前項の許可には、転飼の場所、<u>蜂群数</u>その他の事項について条件を付することができる。 (許可証)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の規定により交付された許可証を<u>き損し、又は亡失した養蜂業者は、許可証の再交付を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>養蜂業者は、第3条第1項の規定による許可を受けて転飼するときは、第1項の規定による許可証を携帯していなければならない。</u> (報告及び立入検査)</p> <p>第6条 知事は、<u>この条例の施行に必要な限度において、養蜂業者から必要な報告を求めることができる。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 知事は、伝染のおそれのある病気が発生したときは、そのまん延を防止するため<u>養蜂業者に必要な措置をとることを命ずることができる。</u></p> <p>5 <u>養蜂業者は、前各項に基づく報告、検査又は措置を拒むことはできない。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第7条 第3条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>第8条 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年1月1日から施行する。
(宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)
- 宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）
[略]	[略]
宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）	宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）
第49条第3項及び第79条第4項	第49条第3項及び第57条第4項
<u>みつばち転飼取締条例（昭和31年宮崎県条例第12号）</u>	<u>蜜蜂転飼条例（昭和31年宮崎県条例第12号）</u>
[略]	[略]
宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）	宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）
第14条第4項及び第5項	第20条第4項及び第5項
[略]	[略]

県道の構造の技術的基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第65号

県道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する

場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（道路の区分）

第 3 条 この条例における道路の区分は、令第 3 条に定めるところによる。

（車線等）

第 4 条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2 とする。

区 分		地 形	設計基準交通量（単位 1 日につき台）
第 1 種	第 2 級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第 3 級	平地部	14,000
		山地部	10,000
		山地部	9,000
第 3 種	第 2 級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第 3 級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		山地部	6,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		9,000

交差点の多い第 4 種の道路については、この表の設計基準交通量に 0.8 を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第 2 種の道路で対向車線を設けないもの並びに第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の道路を除く。）の車線の数は 4 以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2 の倍数）、第 2 種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は 2 以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる 1 車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1 車線当たりの設計基準交通量（単位 1 日につき台）
第 1 種	第 2 級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第 3 級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第 4 級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第 2 種	第 1 級		18,000
	第 2 級		17,000
第 3 種	第 2 級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第 3 級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第 4 級	山地部	5,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		10,000

交差点の多い第 4 種の道路については、この表の 1 車線当たりの設計基準交通量に 0.6 を乗じた値を 1 車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 1 種第 2 級、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に 0.25メートルを加えた値、第 1 種第 2 級若しくは第 3 級の小型道路又は第 2 種第 1 級の道路にあ

っては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	3.50	
	第 3 級	普通道路	3.50
		小型道路	3.25
	第 4 級	普通道路	3.25
		小型道路	3.00
第 2 種	第 1 級	普通道路	3.50
		小型道路	3.25
	第 2 級	普通道路	3.25
		小型道路	3.00
第 3 種	第 2 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 3 級	普通道路	3.00
		小型道路	2.75
	第 4 級		2.75
	第 4 種	第 1 級	普通道路
小型道路			2.75
第 2 級及び 第 3 級		普通道路	3.00
		小型道路	2.75

- 5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 33 条の規定により車道に狭く部を設ける場合においては、3 メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第 5 条 第 1 種又は第 2 種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が 4 以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が 3 以下である第 1 種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ 100 メートル以上のトンネル、長さ 50 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	4.50	2.00
	第 3 級	3.00	1.50
	第 4 級		
第 2 種	第 1 級	2.25	1.50
	第 2 級	1.75	1.25
第 3 種	第 2 級	1.75	1.00
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	1.00	
	第 2 級		
	第 3 級		

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 4 項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	0.75	0.25
	第 3 級	0.50	
	第 4 級		

第 2 種		0.50	0.25
第 3 種	第 2 級	0.25	
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	0.25	
	第 2 級		
	第 3 級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して緑石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。
(副道)

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。
(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)		
第 1 種	第 2 級	普通道路	2.50	1.75
		小型道路	1.25	
	第 3 級及び 第 4 級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1.00	
第 2 種	普通道路	1.25		
	小型道路	1.00		
第 3 種	第 2 級から 第 4 級まで	普通道路	0.75	0.50
		小型道路	0.50	
	第 5 級	0.50		
第 4 種		0.50		

3 前項の規定にかかわらず、歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設けない第3種又は第4種の道路のうち、歩行者又は自転車の通行空間を確保する必要があるものについては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、車道の左側に設ける路肩の幅員は1.25メートルとするものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 2 級及び第 3 級	普通道路	2.50	1.75
	小型道路	1.25	
第 4 級	普通道路	2.50	2.00
	小型道路	1.25	

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第 3 級及び 第 4 級	普通道路	0.75
		小型道路	0.50
第 2 種	普通道路	0.75	

	小型道路	0.50
第 3 種		0.50
第 4 種		0.50

- 6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第 4 項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第 1 種第 2 級の道路にあっては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級又は第 4 級の道路にあっては 0.75メートルまで、第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路にあっては 0.5メートルまで縮小することができる。
- 7 副道に接続する路肩については、第 2 項の表第 3 種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第 2 項ただし書の規定は適用しない。
- 8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 9 第 1 種又は第 2 種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては 0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	0.75	0.50
	第 3 級	0.50	0.25
	第 4 級		
第 2 種	第 1 級	0.50	
	第 2 級		

- 11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第 5 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第 8 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車道）

第 9 条 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第 41 条第 1 項において準用する令第 12 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第 10 条 自動車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては 4メートル以上、その他の道路にあっては 3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては 3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては 2メートル、並木を設ける場合にあつては 1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては 1メートル、その他の場合にあつては 0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第 11 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第 3 種（第 5 級を除く。）の

道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第12条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第13条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30
	第3級	50、40又は30	20
	第4級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第33条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120

50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

（曲線部の片勾配）

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第1種、第2種及び第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすり付けをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすり付けに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すり付けに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第20条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第21条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）	
第1種、第2種及び第3種	普通道路 100	3	6
	80	4	7
	60	5	8
	50	6	9
	40	7	10
	30	8	11

	小型道路	20	9	12
		100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第 4 種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第22条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（設計速度が1時間につき100キロメートル以上である普通道路にあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第23条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第 103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第 4 種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第25条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第 2 項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2.0以下
その他	3.0以上 5.0以下

2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第 3 項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第26条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10.0
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

（排水施設）

第27条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第28条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第 4 種第 1 級の普通道路にあっては3メートルまで、第 4 種第 2 級又は第 3 級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第 4 種の小型道路にあっては 2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては 2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすり付けをするものとする。

（立体交差）

第29条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、令第41条第 1 項において準用する令第12条の規定並びに第 4 条から第 7 条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、適用しない。

5 法第48条の 3 ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

（1）当該交差が一時的である場合

（2）立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生じる利益を著しく超える場合

（鉄道との平面交差）

第30条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 (単位 1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ (単位 メートル)
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上 100未満	260
100以上 110未満	300
110以上	350

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭さく部等)

第33条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭さく部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第34条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第35条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第36条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 令第41条第1項において準用する令第35条第2項及び第3項並びに前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、令第41条第1項において準用する令第4条の規定並びに第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、こ

これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第3条第4項及び第5項の規定、令第41条第1項において準用する令第4条及び第12条の規定並びに第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第8条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項、第28条第3項、第31条並びに第33条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第42条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、令第41条第1項において準用する令第4条、第12条、第35条第2項及び第3項の規定並びに第3条から第40条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、令第41条第1項において準用する令第4条、第12条、第35条第2項及び第3項の規定並びに第3条から第11条まで、第13条から第40条まで及び第41条第1項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第66号

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 歩道等（第3条－第11条）
- 第3章 立体横断施設（第12条－第17条）
- 第4章 乗合自動車停留所（第18条・第19条）
- 第5章 自動車駐車場（第20条－第30条）
- 第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第31条－第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第 116号）において使用する用語の例による。

第 2 章 歩道等

（歩道）

第 3 条 県道（自転車歩行者道を設ける県道を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第 4 条 歩道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年宮崎県条例第65号）第11条第 3 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、県道の構造の技術的基準を定める条例第10条第 2 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、県道の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第 6 条 歩道等の縦断勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1 パーセント以下とするものとする。ただし、前条第 1 項ただし書に規定する場合は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2 パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第 7 条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第 8 条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5 センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第 9 条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

3 歩道等の切下げに伴うすり付け部分の勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。

4 横断歩道における歩道等と車道が接する部分で歩行者等が通行する部分には、水平区間を設けるものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第 4 条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第 6 条第 2 項に規定する基準を満たす部分の有効幅員は、2 メートル以上とするものとする。

（排水施設等）

第11条 歩道等に設置する排水溝の蓋は、つえ及び車椅子の車輪等が落ち込まない構造とするものとする。

2 横断歩道における歩道等と車道が接する切下げ部分に、排水ますを設置しないよう努めるものとする。

第 3 章 立体横断施設

（立体横断施設）

第12条 県道には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) かごの内法幅は 1.5メートル以上とし、内法奥行きは 1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は 1.4メートル以上とし、内法奥行きは 1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第 1 号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては 90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては 80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第 2 号に規定する基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は 1.5メートル以上とし、有効奥行きは 1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が 3 以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

（傾斜路）

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが 75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75センチメートル以内ごとに踏み幅 1.5メートル以上の踊場を設けること。

（エスカレーター）

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中で踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第20条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200台以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200台を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第21条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第22条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出

入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第23条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第24条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第13条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第25条 第14条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第26条 第17条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第27条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第23条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第28条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限り。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第29条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第23条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第30条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第28条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第31条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第32条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第33条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第34条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

県道の道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第67号

県道の道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第45条第3項の規定により、県道に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)第3条の2に規定する道路標識(以下「道路標識」という。)の寸法を定めるものとする。

(道路標識の寸法)









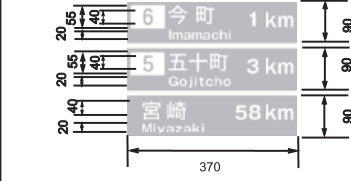


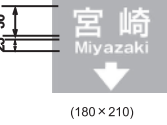








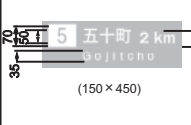
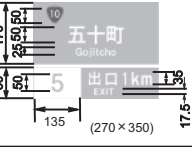
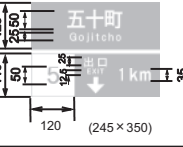
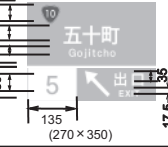
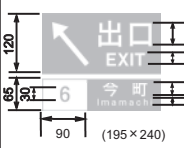
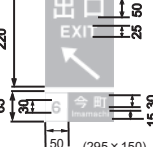










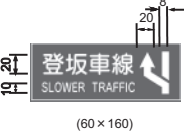
第2条 道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

1 案内標識

市町村 (101)	県 (102-A)	県 (102-B)	入口の方向 (103-A)	入口の予告 (104)	方面、方向及び距離 (105-A)
					
方面、方向及び距離 (105-B)	方面及び距離 (106-A)	方面及び距離 (106-B)	方面及び方向 (108 の 2-A)	方面及び方向 (108 の 2-B)	方面及び車線 (107-A)
					
方面及び方向の予告 (108-A)	方面及び方向の予告 (108-B)	方面及び方向 (108 の 2-A)	方面及び方向 (108 の 2-B)	方面及び方向 (108 の 2-D)	方面及び方向 (108 の 2-E)
					
方面、方向及び道路の通称名の予告 (108 の 3)	方面、方向及び道路の通称名 (108 の 4)	出口の予告 (109)	方面及び出口の予告 (110-A)	方面、車線及び出口の予告 (111-A)	方面及び出口 (112-A)
					
出口 (113-A)	出口 (113-B)	著名地点 (114-A)	著名地点 (114-B)	著名地点 (114-C)	主要地点 (114 の 2-A)
		 			
主要地点 (114 の 2-B)	非常電話 (116 の 2)	待避所 (116 の 3)	非常駐車帯 (116 の 4)	駐車場 (117-A)	登坂車線 (117 の 2-A)
					

横風注意 (214)	動物が飛び出すおそれあり (214 の 2)	その他の危険 (215)

3 補助標識

通学路 (508)	前方優先道路 (509)	踏切注意 (509 の 2)	横風注意 (509 の 3)	動物注意 (509 の 4)	注意事項 (510)
方向 (511)	地名 (512)	始点 (513)	終点 (514)		

備考

1 本標識板 (案内標識及び警戒標識の標示板をいう。以下同じ。)

(1) 寸法

- ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法 (その単位はセンチメートルとする。以下同じ。) を基準とする。
- イ 法第48条の4に規定する自動車専用道路 (以下「自動車専用道路」という。) に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- ウ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- エ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合においては図示の寸法の2倍まで拡大することができる。
- オ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- カ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」及び「県道番号 (118 の 2 - A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法 (オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法) の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「県道番号 (118 の 2 - B)」、「県道番号 (118 の 2 - C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- ク 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法 (「道路の通称名 (119 - C)」を表示するものについては、縦寸法) を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

- ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- イ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点 (114 - B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「県道番号」及び「道路の通称名」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値 (ローマ字にあっては、その2分の1の値) を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ (単位 センチメートル)
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- エ 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- オ 「市町村」、「県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- カ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」及び「駐車場」を表示するものについては9ミリメートル、「県道番号(118の2-A)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「県道番号(118の2-B)」、「県道番号(118の2-C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板

(1) 寸法

- ア 図示の寸法を基準とする。
- イ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。
- ウ 図示のない補助標識の横寸法は40センチメートルから60センチメートルまでを基準とし、縦寸法は10センチメートルを基準とする。

都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第68号

都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 都市公園及び公園施設の設置基準(第3条-第5条)
- 第3章 特定公園施設等の設置基準(第6条-第18条)

附則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づき県が設置する都市公園及び公園施設の設置に関する基準並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の規定に基づき県及び都市公園法第5条第1項の規定により県の許可を受けて公園施設を設け、若しくは管理し、又は設け、若しくは管理しようとする者が設置する移動等円滑化のために必要な特定公園施設等の設置に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、都市公園法及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「移動円滑化促進法施行令」という。)で使用する用語の例による。

2 この条例において、「特定公園施設等」とは、特定公園施設及び第15条に規定する施設をいう。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の配置及び規模)

第3条 都市公園を設置する場合においては、設置目的、周辺市町村の人口、交通条件等を勘案して、その機能を十分発揮できるようにするとともに、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (2) 主として公害若しくは災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的

とする都市公園、主として動植物の生息地若しくは生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園又は主として市街地の中心部における休息若しくは観賞の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積）

第 4 条 都市公園法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、100分の 2 とする。

（公園施設の建築面積の特例）

第 5 条 都市公園法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

- （1） 都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合 100分の10以下
- （2） 都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる場合 100分の20以下
- （3） 都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合 100分の10以下（前 2 号のいずれかに掲げる場合と併せて設ける場合は、当該各号で定める範囲に 100分の10以下を加えた範囲）
- （4） 都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合 100分の 2 以下（前 3 号のいずれかに掲げる場合と併せて設ける場合は、当該各号に規定する範囲に 100分の 2 以下を加えた範囲）

第 3 章 特定公園施設等の設置基準

（園路及び広場）

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する移動円滑化促進法施行令第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- （1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口からの水平距離が 150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下のすり付け勾配を設けることにより、これに代えることができる。
 - エ オに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- （2） 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を 120センチメートル以上とすることができる。
 - イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - キ 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合においては、途中に 150センチメートル以上の水平な部分を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ク 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は 120センチメートル以上、すり付け勾配は 5パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、すり付け勾配を 8パーセント以下とすることができる。
 - ケ 排水溝の蓋は、つえ及び車椅子の車輪が落ち込まないものとする。
 - コ 横断歩道に接続する部分の縁端は、2センチメートルを標準として車道の部分より段差を設けて高くするものとし、その段差に接続する通路の部分は、車椅子を使用している者が円滑に転回できる構造とすること。
- （3） 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - エ 高低差が 250センチメートルを超える場合においては、高低差 250センチメートル以内ごとに踏幅 120センチメートル以上の踊場を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - オ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - カ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - ク 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (7) 次条から第16条までの規定により設けられた特定公園施設等のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
- (屋根付広場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (休憩所及び管理事務所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第11条第2項、第12条及び第13条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第7条第1号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号に規定する車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
- イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) 当該野外劇場の収容定員が 200人以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が 200人を超える場合は当該収容定員に 100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第11条第2項、第12条及び第13条の基準に適合するものであること。
- 2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは 120センチメートル以上であること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- 3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
- (駐車場)
- 第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200台以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200台を超える場合は当該駐車台数に 100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 車椅子使用者用駐車施設は、第6条第1号に掲げる基準に適合する出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
- (便所)
- 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
- (3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。
- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- 第12条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ ウに規定する場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
- オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- 2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第 1 項第 1 号ア及びオ並びに第 2 号の規定は、前項の便房について準用する。

第13条 前条第 1 項第 1 号アからウまで及びオ並びに第 2 号並びに第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、第11条第 2 項第 2 号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第 2 号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(特定公園施設以外の施設)

第15条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するベンチ又は野外テーブルを設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(掲示板及び標識)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第17条 第 6 条から前条までの規定により特定公園施設等を設けた場合は、その配置を表示した標識を設けなければならない。この場合において、そのうち一以上は、第 6 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けるものとし、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設等)

第18条 災害等のため一時使用する特定公園施設等の設置については、第 6 条から前条までの規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第69号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(入居者資格)	(入居者資格)
第 5 条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第 3 項において「老人等」という。）にあっては、第 2 号から第 5 号まで）の条件を具備する者でなければならない。	第 5 条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第 3 項において「老人等」という。）にあっては、第 2 号から第 5 号まで）の条件を具備する者でなければならない。
(1) [略]	(1) [略]
(2) その者の収入（住宅令第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。以下この章及び次章において同じ。）が、ア、イ又はウに掲げる場合に並び、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。	(2) その者の収入（住宅令第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。以下この章及び次章において同じ。）が、ア、イ又はウに掲げる場合に並び、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
ア 入居者が身体障害者である場合その他の住宅令第 6 条第 4 項に規定する場合 <u>同条第 5 項第 1 号に規定する金額</u>	ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 <u>21万 4 千円</u>
イ 一般県営住宅が、住宅法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第 150号）第22条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>住宅令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額</u>	イ 一般県営住宅が、住宅法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第 150号）第22条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>21万 4 千円（当該災害の発生の日から 3 年を経過した後は、15万 8 千円）</u>

<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>住宅令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(入居の特例)</p> <p>第49条 次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第 2 号から第 5 号まで）の条件を具備する者は、前条に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同条の規定にかかわらず、改良県営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の<u>住宅令第 6 条第 4 項に規定する場合 住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第 128号。以下「改良令」という。）第12条の規定により読み替えて準用される住宅令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 <u>改良令第12条の規定により読み替えて準用される住宅令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>15万 8 千円</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(入居の特例)</p> <p>第49条 次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第 2 号から第 5 号まで）の条件を具備する者は、前条に規定する者が改良県営住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合は、同条の規定にかかわらず、改良県営住宅に入居することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 <u>13万 9 千円</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 <u>11万 4 千円</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>
---	--

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第70号

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
- 第 2 章 敷地の基準（第 9 条・第10条）
- 第 3 章 一般県営住宅及び共同施設の基準
 - 第 1 節 一般県営住宅の基準（第11条－第16条）
 - 第 2 節 共同施設の基準（第17条－第20条）
- 第 4 章 改良県営住宅及び地区施設の基準
 - 第 1 節 改良県営住宅の基準（第21条・第22条）
 - 第 2 節 地区施設の基準（第23条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第 3 条第 2 号に規定する一般県営住宅、同条第 3 号に規定する改良県営住宅、同条第 7 号に規定する共同施設及び同条第 8 号に規定する地区施設（以下「一般県営住宅等」という。）の整備の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般県営住宅等の建設 一般県営住宅等を建設することをいい、一般県営住宅等を建設するために必要な土地の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又はその土地を宅地造成することを含むものとする。
- (2) 一般県営住宅等の買取り 一般県営住宅等として必要な住宅及びその附帯施設を買い取ることをいい、その住宅及び附帯施設を買い取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得することを含むものとする。
- (3) 一般県営住宅等の借上げ 一般県営住宅等として必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。
- (4) 一般県営住宅等の整備 一般県営住宅等の建設、一般県営住宅等の買取り又は一般県営住宅等の借上げをいう。

(健全な地域社会の形成)

第 3 条 一般県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第 4 条 一般県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(大規模災害に対する安全への取組)

第 5 条 一般県営住宅等の整備に当たっては、地震、津波等の大規模な災害に対する入居者等の安全確保に努めるものとする。

(県産木材の活用)

第 6 条 一般県営住宅等の建設に当たっては、木造化や木質化を推進することにより、県産木材の活用に努めるものとする。

(費用の縮減への取組)

第 7 条 一般県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に努めなければならない。

(適用除外)

第 8 条 一般県営住宅等の買取り又は一般県営住宅等の借上げ（一般県営住宅又は改良県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設を買取り又は借上げを除く。）により一般県営住宅等を整備する場合は、第12条第2項から第5項まで、第13条第3項、第14条及び第15条（これらの規定を第22条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第 2 章 敷地の基準

(位置の選定)

第 9 条 一般県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第10条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第 3 章 一般県営住宅及び共同施設の基準

第 1 節 一般県営住宅の基準

(住棟等の基準)

第11条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第12条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第13条 一般県営住宅の 1 戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 一般県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 一般県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第14条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第15条 一般県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第16条 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第 2 節 共同施設の基準

(児童遊園)

第17条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第18条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第19条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第20条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第 4 章 改良県営住宅及び地区施設の基準

第 1 節 改良県営住宅の基準

(住戸の基準)

第21条 改良県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、19平方メートル以上80平方メートル以下とする。

(準用)

第22条 前章第1節（第13条第1項を除く。）の規定は、改良県営住宅の基準について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項並びに第15条中「一般県営住宅」とあるのは「改良県営住宅」と読み替えるものとする。

第 2 節 地区施設の基準

(準用)

第23条 前章第2節の規定は、地区施設の基準について準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に着手する一般県営住宅等の整備について適用する。

宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第71号

宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例

宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県の責務) 第 4 条 [略] 2 県は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、 <u>法第32条の2第1項</u> の規定により宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴追センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図るよう努めるものとする。	(県の責務) 第 4 条 [略] 2 県は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、 <u>法第32条の3第1項</u> の規定により宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴追センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第72号

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項

の規定に基づき、同項に規定する重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第 2 条 信号機に関する法第 36 条第 2 項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 2 条第 4 項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障がい者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第 3 条 道路標識に関する法第 36 条第 2 項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第 4 条 道路標示に関する法第 36 条第 2 項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

(1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

(2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障がい者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

